特別養護老人ホームさざんか園

短期入所生活介護 契約書
（介護予防 契約書）

目　次

第一章　総則
　第１条（契約の目的）
　第２条（適用期間）
　第３条（短期入所生活介護計画の決定・変更）
　第４条（介護保険給付の基準サービス）
　第５条（介護保険給付の基準外サービス）

第二章　料金
　第６条　（サービス利用料金の支払い）
　第７条　（利用料金の変更）

第三章　事業者の義務等
　第８条（事業者及びサービス従事者の義務）
　第９条（守秘義務）

第四章　契約者の義務
　第10条（契約者の施設契約上の注意義務等）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
　第11条（損害賠償責任）
　第12条（損害賠償がなされない場合）
　第13条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章　契約の終了
　第14条（契約の終了事由）
　第15条（契約者からの中途解約等）
　第16条（契約者からの契約解除）
　第17条（事業所からの契約解除）
　第18条（契約終了に伴う援助）

第七章　その他
　第19条（苦情処理）
　第20条（契約者代理人）
　第21条（協議事項）

社会福祉法人　恵和会

第一章　総則

第１条(契約の目的)

社会福祉法人恵和会（以下、「事業者」という。）は、介護予防及び介護保険における短期入所生活介護契約資格を有する方を対象とし、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第４条及び第５条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

２　事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容(ケアプランを含む、以下「短期入所生活介護計画」という。)は、別紙『サービス契約書』に定めるとおりとします。

３　契約者は、第１３条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを契約できるものとします。

第２条(適用期間)

本契約は契約者が短期入所生活介護契約書を事業者に提出したときから効力を有します。また、契約者は前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回契約時の契約書提出をもって、継続できるものとします。

第３条(短期入所生活介護計画の決定・変更)

事業者は、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある介護支援専門員に、第１条第２項に定める短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　短期入所生活介護計画は、計画担当介護支援専門員が短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

３　短期入所生活介護計画は、居宅介護計画が作成されている場合は、その内容によって作成します。

４　事業者は、要介護認定有効期間において契約者の心身の状態に応じて定期的に、もしくは契約者又は家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを居宅介護支援専門員と確認し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

５　事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第４条(介護保険給付の基準サービス)

事業者は、介護予防及び介護保険給付基準サービスとして、施設において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を提供するものとします。

第５条(介護保険給付の基準外サービス)

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

①契約者が選定する特別な食事の提供

②契約者に提供する理美容サービス

③教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

２　前項の他、事業者は、契約者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付の基準外サービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

４　事業者は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章　料金

第６条(サービス利用料金の支払い)

契約者は、要介護認定に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担額:通常はサービス契約料金の１割又は２割、３割に居住費、食費を加えた額)を事業者に支払うものとします。

２　第５条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

３　前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。

第７条(利用料金の変更)

前条第１項に定めるサービス利用料金について、介護予防及び介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

２　前条第２項及び第３項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う１ヶ月前までに説明したうえで当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

３　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章　事業者の義務等

第８条(事業者及びサービス従事者の義務)

事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

２　事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

３　事業者は、契約者の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を契約終了後２年間は保管します。

４　事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5　事業者は、契約者の請求に応じて短期入所生活介護サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第９条(守秘義務等)

事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

2　事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3　事業者は、契約者に関わる他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者に関する情報を提供することができます。但し、情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。

第四章　契約者の義務

第10条(契約者の施設契約上の注意義務等)

契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、契約するものとします。

2　契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認める　ものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3　契約者は、事業者の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第11条(損害賠償責任)

事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一　契約者が契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を知ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第13条(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は契約の有効期間中、天災、施設、設備等の故障やその他やむを得ない理由等その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合に　は、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　契約の終了

第14条(契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを契約することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合

二　要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は入所できない介護度と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第１５条から第１７条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第15条(契約者からの中途解約等)

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は、契約終了を希望する日の前日までに事業者に通知するものとします。

２　契約者が前項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第16条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

二　事業所もしくはサービス従事者が第９条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第17条(事業所からの契約解除)

事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故

意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　契約者による第６条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが一ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三　契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第18条(精算)

契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について事業者がすでに受領している利用料があるときは、事業者は契約者に対し相当額を返還します。

第七章　その他

第19条(苦情処理)

契約者及び身元引受人等は、事業者の提供する短期入所生活介護サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付窓口(担当者)に申し出ることができ、又は備え付けの用紙で所定の場所に設置する「意見箱」に投函、もしくは苦情解決相談に関する第三者委員に直接申し出ることができます。

第20条(契約者代理人)

契約者は代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

二　契約者の代理人選定に際して必要がある場合には、当施設は成年後見制度や地域権利擁護事業の内容を説明、並びに専門機関の紹介をするものとします。

第21条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため本書２通を作成し、契約者・事業者・身元引受人が署名捺印の上、各１通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

契約者
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

身元引受人
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）印

事業所
住　所 千葉県銚子市新町９５９－４
名　称 社会福祉法人恵和会 特別養護老人ホームさざんか園
施設長　　菅谷　智之　　印

緊急時の連絡先

住　所	〒		
氏　名		電話番号	（自　宅）
利用者との関係			（携帯電話）

住　所	〒		
氏　名		電話番号	（自　宅）
利用者との関係			（携帯電話）

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護事業所重要事項説明書

【 令和 ８年 １０月 １日 現在 】

１．事業所の概要

(1)施設名・介護保険事業の種別及び地域

施設名	特別養護老人ホームさざんか園	施設長名	菅谷　智之
所在地	千葉県銚子市新町９５９―４		
事業種別	短期入所生活介護（指定番号：千葉県１２７０７００１３９）		
サービスを提供する通常地域	銚子市にお住まいの方		
第三者評価の実施	無し		

(2)併設施設の職員体制（介護老人福祉施設との併設）

職種	資格	配置人数	主な業務内容
管理者	社会福祉主事	１名	施設業務の統括
医　師	医　師	１名以上	利用者の診療、健康管理及び保健衛生業務。
生活相談員	社会福祉士 介護福祉士	1.2名以上	利用者の入退所等の手続及び手続に付随する業務。生活相談及び身辺調査に関する業務。
看護職員	看護師 准看護師	３名以上	利用者の看護、診療の補助及び保健衛生業務。
介護職員	介護福祉士 初任者研修修了 （ホームヘルパー２級）	４０名以上	利用者の日常生活の介護及び援助業務。
栄養士	管理栄養士	１名以上	献立作成、栄養量計算、食材発注給食記録の作成、栄養ケアマネ、調理業務指導。
機能訓練指導員	理学療法士 准看護師	1.2名以上	利用者の機能訓練業務
その他職員	日商簿記２級 調理師 介護支援専門員 他	必要数	庶務及び会計業務・調理業務・施設サービス計画の作成・その他

(3)各室の配置状況

定員　特別養護老人ホーム：９４名 短期入所 生活介護 ：２４名						
居室	４床室	１３室	静養室	１室	事務室	１室
	２床室	１７室	医務室	１室	食堂	４室
	個室	３２室	機能回復訓練室	１室	ロビー	
浴室	一般浴室	４室	談話室	２室	ラウンジ	
	特殊浴室	１室				

※個室のうち３０室は、「従来型個室」として区分される。

２．サービスの基本的内容

「短期入所生活介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に一時的に入所して、当該施設において、入浴、排せつ及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

３.提供するサービスの内容

(1) 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が４日以上の場合、居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の日常生活を維持する見地から、利用者の意向を踏まえた上で、短期入所生活介護計画を作成し、説明いたします。

(2) サービスの内容

① 居室

当施設の短期入所生活介護用の居室は、１居室２人以上の多床室です。利用者が状況等でどうしても個室をご希望される場合は、個室に空室があるとき等一定の条件が合致した場合のみとなりますので、ご相談下さい。

② 食事

朝食　　８：００～
昼食　１２：００～
夕食　１８：００～

③ 入浴

一般浴槽、リフト浴、特殊浴槽の３種類の浴槽を備え、見守りや直接介助により、入浴を提供します。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

グループを主体としたリハビリ、日頃の生活の中でのリハビリの他、機能レベルに応じた個別の機能訓練実施計画を作成したリハビリも実施いたします。

⑥ 生活相談

担当職員が生活相談に応じます。また、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

⑦ レクリエーション

機能レベルに応じたレクリエーションプログラムを提供し、生活に潤いを与えます。内容により、原材料費を負担していただく場合があります。

⑧ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。

⑨ 地域との連携

事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との連携に努めます。

⑩ 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待防止のため指針を整備すると共に、定期的に研修を実施します。

⑪ 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

⑫ 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

⑬ 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

⑭ 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

４． 利用料金

(1) 短期入所生活介護費

介護区分	多床室	個　室
要支援１	４５１円	４５１円
要支援２	５６１円	５６１円
要介護度１	６０３円	６０３円
要介護度２	６７２円	６７２円
要介護度３	７４５円	７４５円
要介護度４	８１５円	８１５円
要介護度５	８８４円	８８４円

※表は負担割合1割の料金です。利用料は利用時の負担割合証に記載の割合での金額となります。

(2) 加算料金

①機能訓練指導体制加算　　日額　１２　円

※ 機能訓練指導員を常勤で配置した場合加算されます。

②夜勤職員配置加算　（Ⅰ）　　日額　１３　円

※入所者数に対し、基準を上回る夜勤職員を配置した場合加算されます。

③サービス提供体制強化加算

ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　日額　２２　円

※介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上である場合加算されます。

④介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　　所定単位数に１７．６％を乗じた金額

※人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から月額賃金の改善や職場環境の見直しを行った場合加算されます。

⑤生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　　月額　１０円

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減した場合加算されます。

⑥送迎加算　　片道につき　１８４　円

※ 家族の事情等から送迎を行うことが必要な場合加算されます。

⑦緊急短期入所受入加算　日額　９０　円

※居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合７日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、１４日）を限度として加算されます。

⑧療養食加算　１回　８　円

※医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合に加算されます。

⑨在宅中重度者受入加算　日額　４２５　円

※短期入所生活介護の利用中に、利用者が利用している訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合加算されます。

⑩生活機能向上連携加算（Ⅱ）　月額　２００　円

※外部のリハビリ、医療提供施設の理学療法士等との連携により、助言を受ける体制を構築し、個別機能訓練計画を作成した場合に加算されます。

(3) その他自己負担となるもの

①食費（食事の提供に要する費用）　日額　１，７００　円

※利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

１日に1,700円かかります。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

なお、１日の食ごとの額は、

朝食３８０円、昼食・おやつ７００円、夕食６２０円です。

②滞在費（滞在に要する費用）

多床室　日額　９１５　円

個　室　日額　１，２３１　円

※この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用の方には光熱水費相当額として、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の原価償却費等）として、それぞれの額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額のご負担となります。

③理美容代、嗜好品の購入及びレクリエーション特別企画参加料金等、不定期に発生する費用　実　費

④電気使用料

個別で持ち込みされた電化製品　日額　５０円

テレビ貸し出し　日額　１００円

⑤送迎代（基本はご家族の送迎です。体調不良時の病院受診）　２５０円/㎞

⑥付き添い費（ご家族が病院受診の付き添いが出来ない場合）　２，０００円/時間

⑦初回利用時の諸経費（ファイル代等）　３００　円

(4) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人による利用者負担軽減制度が受けられる場合があります。市町村に申請していただきますが、対象については契約時にご確認下さい。

(5) 支払方法

原則として、利用料は、ご指定の預貯金証書による「口座自動引き落とし」とさせていただきます。

(6) 領収書の発行

口座自動引き落とし後、すみやかに発行します。

(7) キャンセル

①利用者がサービス利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡下さい。　連絡先（電話）：０４７９―２３―８０５０

②利用者のご都合でサービスの利用を中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

5．施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会

①原則として、午前９時から午後５時の間にお願いいたします。

②飲食物をお持ちの際は、必ず施設職員にお申し出ください。

(2) 所持品の取り扱い

①日常生活上使用する物品で危険なもの（ナイフ等）、他の生活者に迷惑を及ぼす恐れのあるもの（楽器等）の取り扱いについては、職員にご相談下さい。

②所持品のすべてに名前を付けて下さい。

③金銭その他の財産についてお預かり又は管理するよう依頼があっても原則としてお断りします。

6．緊急時の対応

利用者の容態の変化、失踪等があった場合は、ご家族の方にすみやかに連絡するとともに、関係機関に連絡する等必要な処置を講じます。容態の悪化により救急車要請する際もご家族に連絡させて頂きますが、連絡が取れなかった場合さざんか園の協力病院である兒玉病院へ搬送させて頂く事があります。

7．サービス内容に関する相談及び苦情処理

・当施設の相談及び苦情処理

さざんか園　担当者：　立原　裕也　　電話番号：０４７９―２３―８０５０

※サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課	苦情処理係	043-254-7428
銚子市役所　高齢者福祉課		0479-24-8755
苦情解決の第三者委員	白井　正和	090-2203-1583
	風間　久枝	090-5753-2160

8．法人の概要

名称・法人種別　　社会福祉法人　恵　和　会

代表者役職・氏名　　理事長　兒　玉　晃　昌

所在地・電話番号　　銚子市新町959-4　0479-23-8050

定款の目的に定めた事業

① 特別養護老人ホームさざんか園の設置経営

② 老人デイサービス事業の運営

・デイサービスセンターさざんか園

・さざんか園小畑デイサービスセンター

③ 老人短期入所事業の運営

・特別養護老人ホームさざんか園

④ 老人介護支援センターの運営

・銚子市在宅介護支援センターさざんか園

・銚子市小畑在宅介護支援センターさざんか園

⑤ 居宅介護支援事業の運営

・在宅介護支援センターさざんか園

・小畑在宅介護支援センターさざんか園

⑥ 地域支援事業の運営
・銚子市認知症初期集中支援事業

⑦地域包括支援センターの運営
・銚子市東部地域包括支援センター
⑧介護予防支援事業の運営
・銚子市東部地域包括支援センター
⑨介護職員等養成研修事業の運営
・さざんか園福祉教育センター

【　説明確認欄　】

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項について説明しました。

事業者　所在地　　千葉県銚子市新町９５９―４
事業者名　社会福祉法人恵和会
特別養護老人ホームさざんか園

説明者　　篠 塚　仁 美　　印
（職種　生活相談員）

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者
氏　名　　印

代理人又は立会人
住　所

氏　名　　（続柄　　）印

確　認　書

特別養護老人ホームさざんか園
施設長　菅 谷　智 之　様

私たちは貴施設を利用するにあたり、下記の事項を確認します。

記

1．事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
ただし、利用者に過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
2．事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
（1）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意又は過失によりこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
（2）利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意又は過失によりこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
（3）利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
（4）利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
（5）施設内は日常生活及び交遊の場であることを考慮して、利用者がその範囲内でやむを得ぬ事由に専ら起因して損害が発生した場合

以上

令和　　年　　月　　日

利用者
氏　名　　印

代理人又は立会人
住　所

氏　名　　（続柄　　）印

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1　使用する目的

適切なサービスを円滑に行うためや、連携が必要な場合の情報共有のための場合。
サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。
利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
介護保険事務に関する情報提供の場合。

2　使用する期間

本契約の有効期間

3　条　件

(1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。
(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホームさざんか園
施設長　菅 谷　智 之　様

利用者
氏　名　　印

代理人又は立会人
住　所

氏　名　　（続柄　　）印

〈肖像権について〉

当施設のホームページ・パンフレット・施設内研修・掲示物・広報誌等において、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下に〇をご記入下さい。

同意する　　同意しない